

監査規程の改正について

(趣旨)

本年4月1日より電気事業法等の一部を改正する等の法律第5条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）が施行されたことに伴い、ガス事業監査規程について、所要の改正を行う。また、あわせて平成28年度に実施した監査の状況等を踏まえたガス事業監査規程及び電気事業監査規程の改正を行う。

主なポイント

1. ガス事業監査規程の改正（資料4－1）

本年4月1日より新ガス事業法が施行されたことに伴い、ガス事業監査規程を別添新旧対照表（資料4－1）のとおり改正する。

なお、平成28年度に実施した監査の状況等を踏まえた改正を行うものとして、要報告事項の事例等を踏まえて、監査報告書の様式及び記載要領の見直しを行い、より柔軟かつ効果的・効率的な監査となるよう措置する。

2. 電気事業監査規程の改正（資料4－2）

電気事業監査規程を別添新旧対照表（資料4－2）のとおり改正する。なお、平成28年度に実施した監査の状況等を踏まえた改正を行うものとして、要報告事項の事例等を踏まえて、監査報告書の様式及び記載要領の見直しを行い、より柔軟かつ効果的・効率的な監査となるよう措置する。

3. 今後の予定

両規程に基づき、4月中を目途に監査時期、監査実施先、監査事項の具体的内容等を記載した平成29年度監査計画を定めるとともに、報告徴収の具体的項目を決める予定。